

## 4 地方公共団体による性犯罪被害者支援のための連携

ここでは、地方公共団体の取組の一例として、「佐賀県 性暴力救援センターさが さがmirai」（以下「さがmirai」という。）を紹介する。

### (1) 設立経緯

さがmiraiの設立は、平成21年に県内で発生した強姦事件の被害者を診察した医師が、県DV総合センターに「性暴力専用の支援はないのか、専門の支援員はいないのか」と問い合わせたことがきっかけである。この被害者の保護者は、警察への被害申告を拒否し、公費負担制度を利用しなかったことから、全ての被害者が支援を受けることができるようにするためにはどのような仕組みが必要かを考えることとなり、県として性暴力被害者支援事業を開始した。22年度に「性暴力被害者急性期対応及び回復期・養生期支援体制整備専門部会」を立ち上げ、県関係機関、医師会、弁護士会、臨床心理士会等と議論を重ねた。22年当時は、病院拠点型ではなく、全国的に足並みがそろいやすい男女共同参画センターを中心にした連携体制を作ることができないかを検討したが、議論を重ねるうちに、病院拠点型の支援体制が必要との認識で一致し、23年度からは、佐賀県医療センター好生館を検討会メンバーに加えた。24年7月2日からモデル事業を開始し、25年度までの実績から得られた知見を基にマニュアルを作成し、26年度から本格稼働している。

<性暴力被害者急性期対応及び回復期・養生期支援体制整備専門部会>

- ・佐賀県DV総合対策センター
- ・地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- ・佐賀県弁護士会
- ・佐賀県医師会産婦人科医部会
- ・佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課
- ・佐賀県臨床心理士会
- ・佐賀県くらし環境本部男女参画・県民協働課

- ・佐賀県社会福祉士会
- ・佐賀県看護協会助産師会
- ・認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（犯罪被害者等早期援助団体）
- ・佐賀県警察本部犯罪被害者支援室（オプザーバー）

### (2) 運営主体

運営主体は、佐賀県くらし環境本部男女参画・県民協働課で、公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（アバンセ）が県から委託を受けて実施している。実務全般は、財団内の佐賀県DV総合対策センターが担っている。また、財団から好生館へこの事業を再委託している。さがmiraiは、好生館相談支援センター一般相談支援室に置かれ、主に医療行為を伴う急性期支援を担い、アバンセ相談室はそれ以外の相談や支援を担当する。また、佐賀県DV総合対策センター所長がこの事業全体のコーディネートを担当している。さがmiraiは、好生館とアバンセの緊密な連携体制を実現することでワンストップ支援センターになっていると言える。

### (3) 具体的支援及び関係機関との連携等

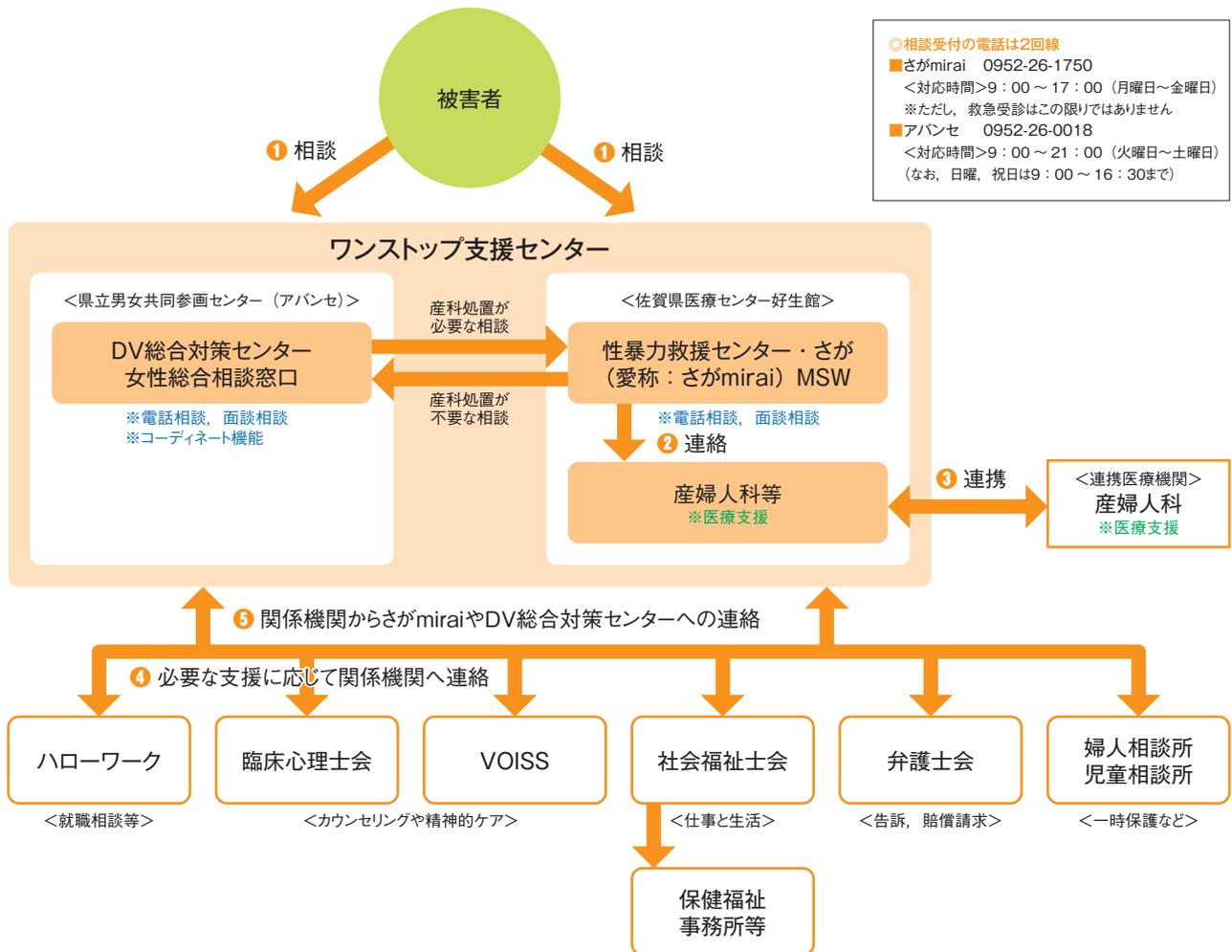
急性期の産科対応の費用支出については、佐賀県警の公費負担制度とほぼ同等のレベルにしている。また、警察と問診票の共有化を図るなど、警察の犯罪捜査や支援と相互に補完し合いながら、被害者を支えている。

支援の柱になっているのは、「医療的支援」、「精神的支援」である。「医療的支援」は急性期の産科対応のみではなく、それ以外の診療科（精神科、小児科等）も含んでおり、医療行為はなるべく柔軟な対応を心掛けている。ただし、医療費支出の対象は、急性期産科対応に伴う部分までとしている。「精神的支援」は、臨床心理士によるカウンセリングを主体として、カウンセリング費用（急性期1人最

大29回まで、急性期以外は24回まで)を無償化し、被害者の経済的負担を軽減している。また、被害者の近くまで出向く派遣型で対応しているため、交通費も予算化している。ただし、支出できる範囲は、被害から概ね2年以内の被害者を対象としており、過去の被害については、費用のかからない相談方法を提案している。重要な連携機関として、弁護士会の女性弁護士3名が法的な支援を担当し、

臨床心理士会の女性臨床心理士7名が精神的支援を担当している。この他、社会福祉士会、犯罪被害者等早期援助団体、助産師の団体等と、ケースごとに必要な支援を組み立て、支援の質を高めるようにしている。また、将来に向けた支援も準備することで、被害当事者や家族にとって、より安心できる支援体制構築を目指している。

性暴力救援モデル事業スキーム



コラム4

民間団体による性犯罪被害者支援のための連携の取組

1 被害者サポートセンターおかやま (VSCO) の取組

(1) 被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

VSCO (Victim Support Center Okayama) は平成15年に発足して12年目を迎えました。23年に犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、25年に公益社団法人被害者サポートセンターおかやま (VSCO) として認定されました。

発足当初から性犯罪被害者の支援に取り組んできましたが、性犯罪は人間としての尊厳を踏みにじり、人権をないがしろにする卑劣な行為にもかかわらず、性差別の長い歴史経過の中で、女性にあたかも非があるかのごとき社会的風潮が生まれ、被害者は声を上げることができない状況にあったことから、VSCOとして、何らかの支援ができないものかと模索していました。

## (2) 岡山県産婦人科医会との連携

平成25年1月にVSCOは岡山県産婦人科医会（県内ほとんどの産婦人科医療機関加盟）と協定を締結し、VSCOが目指す支援が可能となる、性犯罪被害者のための緊急支援ネットワークの基盤が出来上がりました。

## (3) VSCOが目指す支援—2本の柱—

第1の柱は、被害者の心と体をまず守ることです。

心と体を守るために、岡山県内のどこかの産婦人科にまず受診すること、妊娠を予防し、性感染症から守ることが重要で、そのためにも被害後72時間以内の緊急支援につなぐことが必要です。そのため、VSCOと産婦人科との情報の共有ができるよう連絡票を作成、活用しています。費用は県公費負担制度を活用しますが、警察にはどうしても連絡をしたくないなど、公費負担できない場合には、VSCO独自の「性犯罪被害者のための緊急支援金」支給制度（被害後原則72時間以内の妊娠予防薬投与、感染症検査・治療等の費用支給）を活用しています。

第2の柱は人間不信からの解放と自立です。

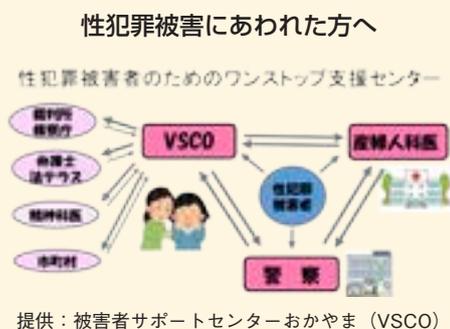
この支援は、被害者が被害に向き合い、加害者を罰することによって、気持ちに区切りをつけ、次の人生に向かって自立した生活を取り戻すことです。そのために警察への届出を勧めるとともに、裁判支援等については、VSCOの協力弁護士である被害者支援に精通した弁護士と連携した支援、行政機関と連携した日常生活支援、精神科医と連携した精神的支援を進めています。

## (4) 啓発活動

啓発のためのリーフレット（県産婦人科医会と共同作成）やチラシを県下市町村、教育委員会、医療機関、関係機関に配布しているところですが、浸透はまだまだです。

## (5) これからのVSCO

VSCOの支援体制は、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の中の相談センターを中心とした連携型方式に当たりますが、現在では、24時間医療等の中核医療体制の構築に向けて、県警・産婦人科医会・VSCOの連携を強化し、さらに、地域を始め行政や臨床心理士会・教育委員会、特に養護教諭の先生との連携を強めながら、広く啓発していき、地域ネットワークを拡大していく予定です。



## 2 性暴力救援センター・大阪SACHICOの取組

### 性暴力救援センター・大阪SACHICO

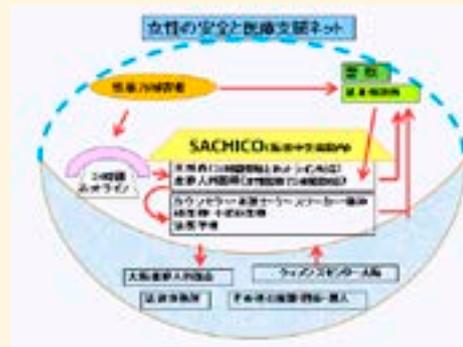
SACHICOは、同意のない・対等でない・強要された性的行為は全て性暴力であると位置付け、これを人間の尊厳の問題であると同時に、医療の問題としてとらえ、大阪府松原市内にある社会医療法人阪南医療福祉センター阪南中央病院の一角に、待合・面談室、診察室、スタッフルームを設け、平成22年4月から事業を開始しています。

SACHICOでは、支援のコーディネート・相談等はSACHICO支援員が担い、産婦人科医療は、「阪南中央病院の外来診療」として常勤の女性医師6人がシフトを組んで担当しており、両者が共同事業の形で、24時間365日対応のワンストップ支援を行っています。

主な支援内容は、SACHICOの支援員による24時間ホットライン、来所相談、他の支援団体に関する情報提供、阪南中央病院産婦人科女性医師による産婦人科医療・証拠採取、協力弁護士による法的支援、性暴力被害に特化した研修を積んだウィメンズセンター大阪のカウンセラーによるカウンセリング等で、大阪府警察、大阪産婦人科医会、府下及び近畿一円の児童相談所等とも連携して支援に当たっています。

現在のSACHICOの運営は、寄付等によっており、支援員の人員確保や研修の充実を含め、支援活動を継続していくための課題があります。

### SACHICOの支援体制



提供：性暴力救援センター・大阪SACHICO

## 5 性犯罪被害者の支援体制整備のための課題

性犯罪被害者支援のための体制整備が進められている。性暴力救援センター・大阪SACHICOは、関係者の努力により、民間団体による病院を拠点としたワンストップ支援センターの先駆けとして、地域における性犯罪被害者支援に多大な貢献をしている。

また、性犯罪被害者に効果的な支援を提供するための体制づくりには、医師・医療従事者・医療機関、支援員、警察、その他の関係機関・団体等の連携が必要であり、さがmiraiは、自治体に設置されている既存機関を活用して、中長期的な支援にも対応できる支援体制を整えている。

もっとも、地域によって活用できる資源や人材は異なっており、また、財源確保の問題もあって性犯罪被害者支援の体制の整備が進まないとの声も聞かれるところである。そういった場合には、各地域における既存の資源をいかに有効に活用していくかが課題とな

る。現に、手引においても、ワンストップ支援センターについては病院拠点型や相談センター拠点型が望ましいとしつつも、医療機関の確保等が困難な場合には、「相談センターを中心とした連携型」も考えられるとしてモデルを提示しているところである。相談センターを中心とした連携型は、例えば、犯罪被害者等早期援助団体を中心として、警察、地方公共団体、複数の医療機関、その他の関係機関・団体等が緊密に連携をすることにより、病院拠点型の拠点病院やセンター拠点型の提携病院から遠方にいる性犯罪被害者にも対応できるなどの大きなメリットもある。また、一つの医療機関に多大な負担がかからないという意味で、協力病院等の確保がしやすいとも考えられる。

また、性犯罪被害者支援体制としては、365日24時間対応可能であることが望ましいことは事実であるが、当初からそのような体